

# 仕様書

工 事 名：亀岡運動公園大型遊具整備工事

## 第1条 目的

亀岡運動公園内の国際交流記念公園は、昭和61 年から順次整備工事が行われ35年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、時代に沿った公園へのリニューアルを実施し、2026年度に予定されている第43 回全国都市緑化フェア in 京都丹波(以下、緑化フェア)の主会場としてフェア運営に必要な施設や空間との整合を図った整備が求められている。

本工事は、クニッテルウッドランド(陸上競技場西側広場)について、緑化フェアを契機とした公園再整備を行い幅広い層の利用者が楽しめて憩え、地域の活性化に繋がる、安全性や周囲の環境との調和も考慮した大型遊具の設置に向け、子供たちに遊びを通じた学びと成長の機会を提供することを目的とする。

## 第2条 工事内容

本工事は、企画・提案により制作・設置工事の契約の相手方となる事業者を特定した上で、大型複合遊具の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

ア 施設及び提案遊具の実施設設計(詳細図面の作成、構造計算を含む)

イ 施設及び提案遊具の製作設置工事(基礎、既設物撤去、その他土木工事を含む)

ウ ベンチ等休憩施設設置工事

エ 遊具使用上の注意看板等設置工事

オ 上記の施設設置に伴う整地工事(必要に応じて)

カ 上記の施設周辺の被覆(ゴムチップ舗装)工事

※基礎工事、運搬費用、撤去費用、処分費を含む。

※遊具設置に関して必要な建築確認申請費用及び手続を含む(必要に応じて)

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

## 第3条 要求水準

### (1) 目的物に関する事項

ア 設置個所

亀岡市曾我部町穴太地内

イ 遊具の対象年齢

3～6歳、6～12 歳

ウ 設置施設

・大型複合遊具 1 基以上(対象年齢に合わせて適宜配置)

・ベンチ等休憩施設(遊具配置と動線に合わせて適宜配置)

・遊具使用上の注意看板(遊具配置に合わせて適宜配置)

エ 設計指針

- ・家族がふれあい、子育て世代の憩いの場を創出することに寄与する大型複合遊具とすること。
- ・子供の冒険心を育み、独創性があること。
- ・複合遊具の幼児・児童対象エリアを区分すること。
- ・誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具を設置すること
- ・各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す表記をすること
- ・遊具は、「都市公園の遊具の安全確認に関する指針(改定第3版)」(令和6年6月国土交通省)に基づき、「遊具の安全に関する基準(JPFA-S:2024)」((社)日本公園施設業協会)又は同等の基準を満たすこと。
- ・遊具にはセーフティマット等、必要な安全施設を設置すること
- ・安全領域等遊具周辺は、ゴムチップ舗装を施すこと
- ・ベンチ等休憩施設は、子供の遊びを見守ることのできる位置に設置すること
- ・遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること
- ・維持管理業務がしやすいよう、部材の交換・修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。
- ・遊具等の設置に伴い必要となる整備事業がある場合は、総工事価格の中で対応すること。

## (2) 事業上限額

100,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 第4条 提案を求める範囲

- (1) 目的物のデザイン・構造形式・機能  
「第3条 要求水準」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン(完成予想図)、構造形式、機能について提案を求める。
- (2) 維持管理を容易・経済的にするための工夫  
各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策の提案を求める。

## 第5条 施工条件

- (1) 工期  
契約の翌日から令和8年2月27日まで
- (2) 施工時間帯  
原則 8 時 30 分から17時まで(土日を除く)  
※亀岡運動公園再整備工事に係る他の工事、有料公園施設の利用等との調整が必要となる場合があるため、詳細な日程については、別途監督員と協議の上、決定すること。

- (3) 受注者は、土木工事の施工にあたっては、土木工事共通仕様書(案)(令和6年4月、京都府発行)及び土木工事施工管理基準(平成29年9月、京都府発行)、土木請負工事必携(令和6年4月、京都府発行)により施工するものとする。
- (4) 工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。
- (5) 標識類、防護等の安全施設類については「土木工事共通仕様書(案)」及び「道路標識令」「道路工事保安施設設置基準(案)」等の諸基準により、現場状況に応じて設置するほか、警察や公園指定管理者等第三者との協議に基づき実施するものとする。
- (6) 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。
- (7) 地質調査を実施していないため、構造上必要な地盤支持力等必要な現地確認を行い、地耐力が不足する場合には、必要な措置を講じること。
- (8) 工事中に使用した道路及び付帯施設は、破損しないように留意し、破損した場合は受注者の責任で補修すること。
- (9) 同時期に亀岡運動公園内で、再整備工事が予定されているため、搬入ルート等業者間で調整すること。

#### 第6条 参考資料

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 横断図